

ACUITY **LAW**

**INSOLVENCY LAW**  
**NEWSLETTER**

**April 2022**  
[acuitylaw.co.in](http://acuitylaw.co.in)

## Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

### 「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 破産倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

### 「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

### 「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

***The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.***

## INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年3月の破産倒産法関連の主なアップデートについて取り扱っています。最高裁判所（=SC）、会社法上訴審判所（=NCLAT）、会社法審判所（=NCLT）にて下された重要な判決についてまとめました。

### 1) PROMOTER OF A COMPANY IS NOT A FINANCIAL CREDITOR.

**Matter:** Jagbasera Infratech Private Ltd. v. Rawal Variety Construction Ltd.

**Order dated:** 04 April 2022

#### **Summary:**

Jagbasera Infratech Private Ltd. (以下「**Jagbasera**」) と Rawal Variety Construction Ltd. (以下「**Rawal Constructions**」) の間で、覚書 (以下「**MoU**」) が締結されました。MoU に従って、Jagbasera は Rawal Constructions のプロモーターとなりました。その後、Jagbasera は、破産倒産法に基づき、Rawal Constructions に対する企業倒産処理手続き (以下「**CIRP**」) を開始するための申請を行いました。しかし、NCLT は、プロモーターは法律上の金融債権者の定義に当てはまらないとして、申請を却下しました。当該判決に対し、Jagbasera は NCLAT に異議申し立てを行いました。

NCLAT は、Jagbasera が金融債権者であるかどうかを判断する際、不動産プロジェクト開発のために当事者間で締結された MoU および合弁契約書の内容を参照しました。これらの文書を素直に読めば、Jagbasera と Rawal Constructions は、不動産の割当先と開発業者の関係でないことは明らかであり、合弁契約における利益分配者は、プロジェクトが成功した場合に残余利益を受け取ることになるが、これは法の下での金融債権者ではない、としています。Jagbasera の投資が金融負債の性質を持たないことを考慮すると、Rawal Constructions の金融債権者とは言えないとして、控訴を棄却しました。

### 2) A DECREE-HOLDER CANNOT BE TREATED AS A FINANCIAL OR AN OPERATIONAL CREDITOR.

**Matter:** Sri Subhankar Bhowmik v. Union of India and others.

**Order dated:** 11 April 2022

#### **Summary:**

SC は、破産倒産法上、判決権者は事業債権者や金融債権者と同等には扱われたいとする Tripura HC の見解を支持しました。判決権者は、それ自体で企業債務者に対する倒産処理手続を開始することはできません。To read our article on the issue of the status of a decree-holder under the Code, please click [here](#).

### 3) A THIRD VALUATION REPORT OF THE CORPORATE DEBTOR CAN ONLY BE CALLED FOR IN CASE OF INCONSISTENCY BETWEEN THE FIRST TWO VALUATION REPORTS.

**Matter:** Rana Saria Poly Pack Pvt. Ltd. v. Uniworld Sugars Pvt. Ltd.

**Date:** 12 April 2022

Uniworld Sugars Pvt. (以下「**Uniworld**」) に対して CIRP が開始され、Uniworld の公正価値および清算価値を決定するため、2名の登録評価人が任命されました。登録評価人は清算価値を、それぞれ 12 億

6,000 万ルピーと 12 億 1,000 万ルピーとし、平均価値は 12 億 3,000 万ルピーとなりました（以下「**平均評価額**」）。債権者委員会（以下「**CoC**」）は、第 3 の評価人を指名し、当該評価人は清算価値を 5 億ルピーと提示しました（以下「**第 3 評価額**」）。法の下、清算価値は、再建計画における特定のクラスの債権者に対する最低支払保証を確保するために利用されることになっています。破産処理申請者は、第 3 評価額に基づいて、13 億ルピーの承認債務に対し、特定のクラス債権者に 2 億ルピーを支払うよう指示しました。これに対し、債権者は、NCLAT に対し、再建計画の承認に異議を申し立てました。

破産倒産法およびインド倒産処理委員会（法人向け倒産処理プロセス）規則 2016（以下「**CIRP 規則**」）の規定に照らすと、NCLAT は、CIRP 規則が CoC に公正価値と清算価値の評価を求める権限を明示的に与えていないものの、CoC が新たに評価報告書を求めること自体は妨げられない、としました。ただし、登録評価人の任命は、CIRP 規則に規定された手続きに従って行われ、初回の 2 つの評価額の見積もりが大きく異なる場合にのみ、3 人目の評価者を選任すべきである、との見解を示しました。

本件において、NCLAT は、当初の 2 つの評価報告書は矛盾しておらず、第 3 の評価報告書は破棄されるべきであり、再建計画は 1 年以上前に NCLT によって承認されており、破産処理申請者は既に再建計画の実施を開始していたことに留意すると、利害関係者や債権者への支払いについて、平均評価額を元に修正するよう述べました。利害関係者や債権者への支払いの配分に関連する範囲において、NCLT の再建計画の承認を無効とし、支払いの修正および修正後再建計画の承認を 2 ヶ月以内に完了するよう指示しました。

#### 4) **STATUTORY DUES OF ERSTWHILE COMPANY CANNOT BE CLAIMED AS A MATTER OF FIRST CHARGE OVER AN AUCTIONED PROPERTY.**

**Matter:** Alpesh Gems v. Surat Municipal Corporation

**Date:** 18 April 2022

Kohinoor Diamonds Pvt. Ltd.(以下「**Kohinoor Diamonds**」)は、CIRP 手続きに失敗し、清算されることになりました。CIRP の過程において、Kohinoor Diamonds の一部不動産（以下「**不動産**」）に対する Surat Municipal Corporation（以下「**SMC**」）の固定資産税債権が認められました。その後、清算手続きにおいて、当該不動産は e オークションにかけられ、Alpesh Gems（以下「**Alpesh Gems**」）が落札者となり、不動産を所有することになりました。しかし、SMC は、不動産の固定資産税債権に関する主張を続け、e-オークション手続き後に Alpesh Gems 名義で発行されるはずの固定資産税の請求が保留となっていました。

Alpesh Gems は、Kohinoor Diamonds の清算人から、SMC が不動産に関する固定資産税を回収するよう指示されることを求めて、Gujarat HC に提訴しました。SMC は、Kohinoor Diamonds が負担した固定資産税の滞納分を回収するために、不動産に優先権を主張できる、と述べました。

HC は、旧 Kohinoor Diamonds に対する SMC の請求が固定資産税に対する法定納付金であることは争点にならないとした上で、固定資産税が単なる法定納付金であり、不動産に対する課徴金を生じないのであれば、競売買受人は旧会社の所有権や債務について調査する義務はない、としました。SMC に支払うべき法定費用は、Kohinoor Diamonds の資産の売却代金に対する無担保債務として回収可能であり、

担保が設定された債務、あるいは財産に対する第一担保となった債務は無担保債務に優先する、としました。したがって、HC は、SMC に対し、「無担保債権者」の立場で清算人に請求を提出するよう指示し、SMC は対象不動産に対する第一順位を請求できない、としました。

5) **THE INSOLVENCY RESOLUTION COSTS OF A CORPORATE DEBTOR COULD ONLY INCLUDE WAGES/ SALARY DUES OF THOSE EMPLOYEES/ WORKMEN WHO HAVE ACTUALLY WORKED WHILE THE CORPORATE DEBTOR WAS A GOING CONCERN UNDER THE CIRP**

**Matter:** Sunil Kumar Jain and others v. Sundaresh Bhatt and others

**Order dated:** 19 April 202

**Summary:**

CIRP 中の ABG Shipyard Ltd.の一部の労働者/従業員は、CIRP 期間中の給与の支払いを求めて NCLT に申請を行いました。当該申請書の裁決期間の最中、ABG Shipyard の清算が命じられ、申請は却下されました。労働者/従業員は NCLAT に訴えましたが、NCLAT は、労働者/従業員は清算人に対して個別に請求可能であるとして再び訴えを棄却し、清算人は債権を確定するよう指示されました。当該 NCLAT の命令を不服として、SC に上訴が行われました。

SC は、破産倒産法に規定されている「倒産処理費用」の定義には、管財人が継続企業としての期間中に債務者の事業を運営するために発生したすべての費用が含まれる、との見解を示しました。従って、労働者/従業員が CIRP 期間中に行った作業に対する賃金/給与の支払いを請求するためには、以下の事項を立証しなければなりません。

(a) 債務者である企業が継続企業であったこと

(b) CIRP 期間中に実際に働いた労働者/従業員であったこと

SC は、上記事項について検討した結果、CIRP 期間中債務者が継続企業であった期間に実際に働いた労働者/従業員の賃金/給与に対する支払いは、CIRP 上の費用に含まれるべきである、と結論付けました。

**Authors:** Souvik Ganguly, Renjith Nair, Altamash Qureshi, Akhil Ramesh, Gayatri Ramchandran and Richa Phulwani

**Our co-ordinates:**

**Mumbai**

506 Marathon Icon  
Off Ganpatrao Kadam Marg  
Lower Parel, Mumbai – 400013

**Email:** [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in)